

防災計画書

■防災計画書の内容についての協議先

所管部署：総務部 防災危機管理課 防災危機管理担当
問合せ先：TEL_03-3546-5288
窓 口：中央区築地1-1-1 中央区役所 本庁舎1階

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 中央区長

住所 東京都中央区築地一丁目1番1号
開発事業者
氏名 〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇

中央区市街地開発事業指導要綱第18条第1項に基づき、防災計画書を届出いたします。

1 建物概要

| | | |
|--|----------------------------|--------------|
| 開発所在地：中央区 築地一丁目1番 ※新築の場合は「号」は不要 (住居表示) | | |
| 開発事業名：(仮称) 築地一丁目計画新築工事 | 住戸数：〇〇戸 | |
| 事業区域面積：503.17 m ² | 建築面積：398.54 m ² | 建蔽率：79.21 % |
| 延べ面積：4503.60 m ² | 容積率：799.15 % | 建物高さ：37.59 m |
| 建物用途：〇〇〇 | 構造・階数：S造 10/1 | 工事種別：新築 |

2 防災計画内容

市街地開発事業指導要綱 第18条第2項第一号、同条第4項及び第19条第2項第一号に規定された防災備蓄倉庫等を設置する場合にのみ当該内容欄に計画の内容を記入する
上記以外の防災備蓄倉庫等を設置する場合は、当該内容欄に『設置しない』と記入し、
その他防災対策に関する内容欄に計画の内容を記入する

| | 内 容 |
|--|---|
| ①施設規模に応じた防災備蓄倉庫及び地域防災備蓄倉庫の設置 | 〇～〇階に〇〇m ² (有効面積) の防災備蓄倉庫を設置し、3日分の食料・水・トイレ等の備蓄をする。 〇階に〇〇m ² (有効面積) の地域防災備蓄倉庫を設置し、帰宅困難者を受入れるための備蓄を行う。 |
| ②受水槽及び高架水槽に対する感震器連動型止水弁の設置 (受水槽及び高架水槽を設置する場合に限る) | 設置の場合：感震器連動型止水弁を設置する。 設置しない場合：増圧給水ポンプを設置するため、感震器連動型止水弁は設置しない。 |
| ③耐震クラスA以上の地震時対応エレベーターの設置 (エレベーターを有する建物のみ適用) | 地震時対応エレベーターの設置 (耐震クラスA以上) |
| ④40立方メートル以上の防火水槽の設置 (地域を所管する消防署と協議の結果、設置する場合に限る) | 地下ピットに常時貯水量40立方メートル以上の防火水槽を設置する。(具体的な仕様については、設計段階において検討する。) |

| | |
|--|---|
| <p>⑤館内一斉放送設備の設置 (中央区緊急告知ラジオを活用した場合)</p> | <p>設置を検討する場合：中央区緊急告知ラジオの活用を検討します。</p> <p>設置しない場合：中央区緊急告知ラジオの活用は行いません。</p> |
| <p>⑥帰宅困難者の受入れ等の取組 (ホテル関連施設等を計画する場合)</p> | <p>帰宅困難者を受入れる場合：災害時には〇〇(約〇〇㎡)を帰宅困難者の一時滞在施設として活用し、受入人数の3日分の食料等を備蓄する。</p> <p>受入人数：〇〇人 備蓄保管場所：〇〇</p> <p>(※帰宅困難者支援施設運営協議会への加入の有無を記載してください。)</p> <p>防災危機管理課との協議の結果、帰宅困難者の受入が困難なため取組を行わない場合：施設において帰宅困難者の受入は行わないが、災害時にホテルを訪れた帰宅困難者に対して物資や情報の提供ができるよう〇〇〇〇(水・食料・トイレ・毛布等)を防災備蓄倉庫に備蓄する。</p> |
| <p>⑦仮設トイレ用の外部汚水マンホールの設置(大規模開発事業の場合)</p> | <p>仮設トイレ用の外部汚水マンホールを設置する。(具体的な個数や場所等については設計段階において検討する。)</p> |
| <p>⑧仮設トイレ用の150立方メートル以上の排水用雨水貯留槽の設置(大規模開発事業の場合)</p> | <p>トイレの洗浄水等への雨水利用を行うための雨水貯留槽を整備(150㎡以上)※貯留槽の仕様については、基準を満たすように、今後の設計段階において検討を進める。</p> |
| <p>⑨避難場所の整備(大規模開発事業又は帰宅困難者の受入れ施設を設置する場合)</p> | <p>一時待機場所(屋外)として、〇〇に約〇〇㎡(有効面積)を整備する。(受入人数約〇〇人)</p> <p>一時滞在施設(屋内)として、〇〇に約〇〇㎡(有効面積)を整備する。(受入人数約〇〇人)</p> <p>避難の用に供する広場として、〇〇に約〇〇㎡(有効面積)を整備する。</p> <p>※帰宅困難者の受入れ人数の算定方法は、一時待機場所(屋外)は1㎡あたり1人、一時滞在施設(屋内)は3.3㎡あたり2人とする。</p> |
| <p>その他防災対策に関すること</p> <p>※上記の項目以外で防災対策に取り組む場合は、記入をお願いします。</p> <p>【記入例】</p> <p>施設利用者が3日間滞在できるための水、食料、トイレ等を備蓄する。</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> | |